
環境と調和のとれた持続的な 農業生産をめざして

～農地・水・環境保全向上対策を活用して
環境にやさしい農業を地域で進めましょう～



農業は、自然界における水や窒素、炭素といった物質の循環を利用して生産を行っています。この自然界の物質循環を乱すことなく生産を続けられ、持続的に営むことができる、いわば環境と調和した産業といえます。

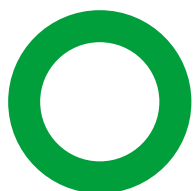
The diagram illustrates the flow of matter and energy in an agricultural ecosystem. At the top left, a pink oval labeled "化学肥料" (Chemical Fertilizer) has an arrow pointing down to a grey oval labeled "無機物" (Inorganic Matter). From "無機物", an arrow labeled "吸収" (Absorption) points up to a green field. In the field, a tractor is shown. Above the field, a dragonfly (虫) and a bird (鳥) are depicted. An arrow labeled "食料" (Food) points from the field to a person (人間) carrying a sack. Another arrow labeled "食べ残し" (Food Waste) points from the person to a yellow oval labeled "たい肥" (Fertilizer). From the field, an arrow labeled "エサ" (Feed) points to a cow (家畜). From the cow, an arrow labeled "食料" (Food) points to the person, and another arrow labeled "ふん尿 わら" (Manure and Straw) points to the "たい肥" oval. The field also has an arrow labeled "緑肥作物残さ" (Green Fertilizer Crop Residue) pointing down to a yellow oval labeled "有機物" (Organic Matter). From "有機物", an arrow points down to a blue area labeled "微生物 土壤動物" (Microorganisms and Soil Animals), which contains illustrations of a tree root and a worm. At the bottom, a blue area represents the "河川、湖沼、地下水などの水環境" (Water Environment of Rivers, Lakes, and Groundwater), with fish (魚) swimming. Arrows indicate the flow of matter and energy between these components.

また、家畜の排せつ物や生ごみ、木くずなどを原料としたたい肥を農地に投入することによって有機性資源の循環利用を促進し、循環型社会形成の一翼を担います。

A close-up photograph of two dragonflies perched on green grass blades. The dragonflies have orange-brown bodies and transparent wings. They are positioned near a body of water, which is visible in the background.



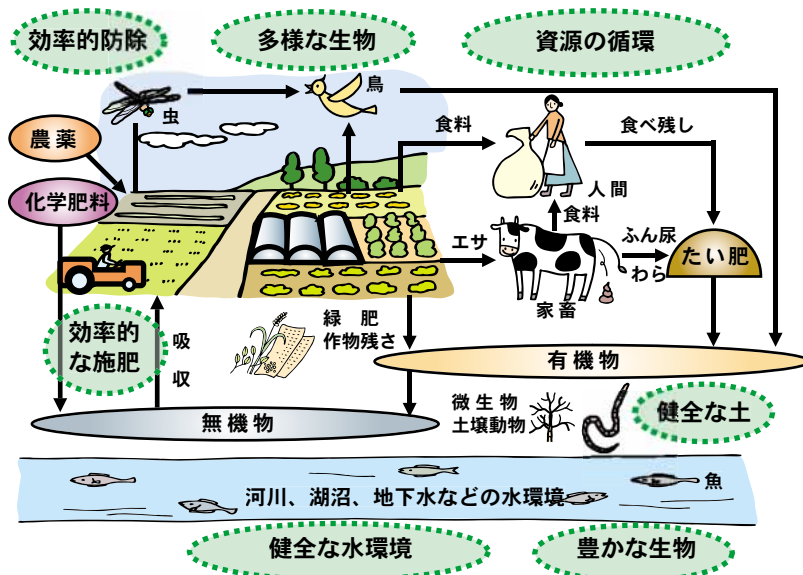
- 我が国は農地面積が少なく、夏が高温で降雨が多いなどの条件から、国民が求める安全で高品質な農産物を安定して生産するためには、施肥、病虫害・雑草の防除、その他農作物の生育環境を整えるための農作業や資材の投入が欠かせません。
- このように農業生産活動の方法によって、環境へ与える影響は異なります。



適正な範囲での管理

- 適切な施肥
- 適正な防除の実施
- 合理的な畑輪作 など

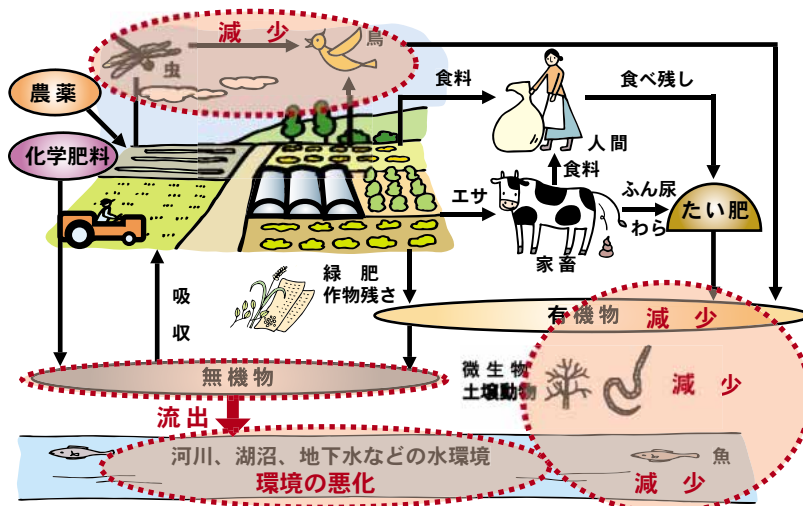
環境と調和のとれた農業生産



過度の効率追求による 不適切な資材利用

- 過剰の施肥
- 不適切な農薬の使用
- 不適切な廃棄物の処理 など

環境へ負荷を与える農業生産



安全で高品質な農作物の安定的な生産を続けるためには、環境と調和のとれた農業生産を行うことが重要です。

農業環境規範に取

農林水産省では、農業者が環境と調和の取れた農業生産を行うための基本的取組をまとめ、農業環境規範は、環境と調和した農業生産活動を行っていく上での基本的なポイントで、

まず始めに、基本的な農業生産活動を見直します。

活用の方法 (作物の生産)

- ① 都道府県や農業普及指導センターに問い合わせて点検シートを入手
- ② 点検シートに記載されている7項目に取り組み、その状況をチェック
- ③ 実施できなかった項目については、原因を明らかにして来年度に再チャレンジ！
実施できている項目については、さらなる技術にチャレンジ！



環境と調和のとれた農業生産活動規範

点検シート（作物の生産）

チェック欄

土づくりの励行



適切で効果的・効率的な施肥



効果的・効率的で適正な防除



廃棄物の適正な処理・利用



エネルギーの節減



新たな知見・情報の収集



生産情報の保存



点検シート（家畜の飼養・生産）

チェック欄

家畜排せつ物法の遵守



悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行



家畜排せつ物の利活用の推進



環境関連法令への適切な対応



エネルギーの節減



新たな知見・情報の収集



り 組 み ま し ょ う

I

た「環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）」を平成17年3月に策定しました。
農業者の皆さんが営農活動の自己点検に使用するものです。

1. 土づくりの励行

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産の基本です。

たい肥の施用や稲わらのすき込みなど有機物の供給に努めましょう。

2. 適切で効果的・効率的な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠ですが、過剰に施用された肥料成分は河川や地下水に流出し、環境に悪影響を及ぼすことがあります。

J Aが示している栽培暦等に則した施用量、施用方法を実行しましょう。

3. 効果的・効率的で適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりや発生予察情報等を活用した防除を行いましょう。

また、農薬取締法に基づく農薬の使用方法などを守りましょう。

4. 廃棄物の適正な処理・利用

使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は、関係法令に基づいて適正に行いましょう。

稲わら、野菜くず等の作物残さのたい肥、飼料等への再利用やほ場へのすき込みなどを行いましょう。

5. エネルギーの節減

加温施設、農業機械の使用にあたっては、適正な温度管理、点検整備や補修などに努めましょう。

6. 新たな知見・情報の収集

普及指導センター、J A等が発信する情報誌、パンフレットなどにより、作物の生産に伴う環境への影響などに関する情報を収集しましょう。

7. 生産情報の保存

作物生産活動の点検・確認ができるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録（ノート、伝票等）を保存しましょう。

農林水産省では、平成11年に「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（エコファーマー）に対し、金融・税制上の支援をしています。

環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保

持続性の高い農業生産方式の導入の促進

都道府県

持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針
(導入の促進を図る持続性の高い農業生産方式の明確化)

農業者

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画

金融・税制上の特例措置

特例 1

農業改良資金の
償還期間の延長

措置期間を含めた償還
期間が、10年から12年
まで延長されます。

特例 2

課税の特例

下記の農業機械を取得又はリースした場合、初年度30%の特別償却又は初年度7%の税額控除が受けられます。

- 自走式マニュアルスプレッダー
- 側条施肥田植機
- 紙マルチ田植機

挑戦しましょう



」を制定し、土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者

持続性の高い農業生産方式とは？

たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減を一体的に行う農業生産方式であり、具体的には都道府県がその導入指針において、下の3つの技術を組み合わせ、主要な作物の種類ごとに地域の実状に応じて定めています。

土づくり

- たい肥等有機物資材施用技術
- 緑肥作物利用技術

化学肥料低減

- 局所施肥技術
- 有機質肥料施用技術 など

化学合成農薬低減

- 温湯種子消毒技術
- マルチ栽培技術 など

持続性の高い農業生産方式のイメージ（キャベツの例）

慣行的な生産方式

○土づくり：緑肥のすきこみ

○施肥：化学肥料の施用

化学肥料施用量 25.0kg/10a

○防除：化学合成農薬による防除

化学合成農薬使用数 38剤（延べ）

持続性の高い農業生産方式

○土づくり：緑肥のすきこみのほか、たい肥施用

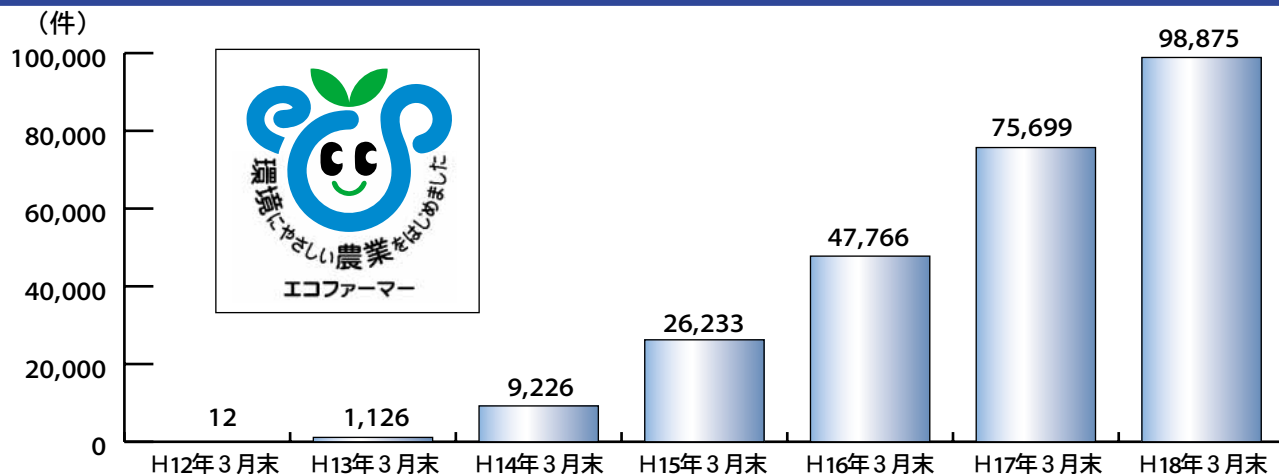
○施肥：施肥窒素の50%以上を有機質由来の窒素とすることで、化学肥料由来の窒素量を低減し、窒素投入総量を低減。

化学肥料施用量 11.8kg/10a

○防除：フェロモン剤や生物農薬等の活用による農薬散布回数の低減

化学合成農薬使用数 19剤（延べ）

エコファーマーはどんどん増えています！！



さらに平成19年度から、環境にや

農林水産省では、「農地・水・環境保全向上対策」を平成19年度から導入することとし
具体的には、地域でまとまって、化学肥料・化学合成農薬を大幅に低減する先進的な取

何をすれば支援を受けられるのですか？

- ① まず、集落などで話し合って、環境のためにできることをみんなで取り組んでみましょう（集落等の「区域全体」での取組）。

集落での話し合い



取組の例



たい肥の散布



浅水代かきによる
にがり水の流出の抑制

- ② そして、化学肥料と化学合成農薬の使用を大幅に減らす取組に地域でまとまりをもってチャレンジしてみましょう。

①、②を
行う区域



側条施肥田植えによる
化学肥料の低減



緑肥のすき込みによる
土づくり



フェロモン剤の利用による
化学合成農薬の低減

- ☑ 化学肥料と化学合成農薬の使用を**地域で通常行われているレベルから原則 5 割以上減らす**こと

※併せてエコファーマーの認定
が必要となります。



- ☑ **地域で一定のまとまりをもった取組**であること

- 各作物ごとにみて
集落等の**生産者のおおむね 5 割以上**
- 作物全体でみて
集落等の**作付面積の 2 割以上かつ生産者の 3 割以上**

※この他、本支援を受けるためには、農地・水等を守る共同活動への支援が実施されていることが必要。

さしい農業への支援が始まります



ています。
組に対して支援を行います。

どんな支援が受けられるのですか？

集落等の「区域全体」での取組に対して、技術の実証、検討などの推進活動に必要な経費を支援します。

集落等を単位とした支援



例えば、

- ・技術研修会などの開催
- ・技術実証ほの設置
- ・技術マニュアルの作成 等

併せて
に支援

「まとまりをもった化学肥料や化学合成農薬の大幅低減の取組」に対して、技術の導入に係る経営コストの掛かり増しに着目し、取組面積に応じて支援します。

支援単価※
(〇〇円/10a)

×

取組面積

=

交付額
(取組農家への配分可)

代替技術
の経費

化学肥料・
化学合成農薬
等の経費

慣行

先進的取組

技術の導入に係る
掛かり増し経費

※技術の導入に係る経営コスト
(資材代、労働時間の増加など)
の掛かり増しに着目して設定

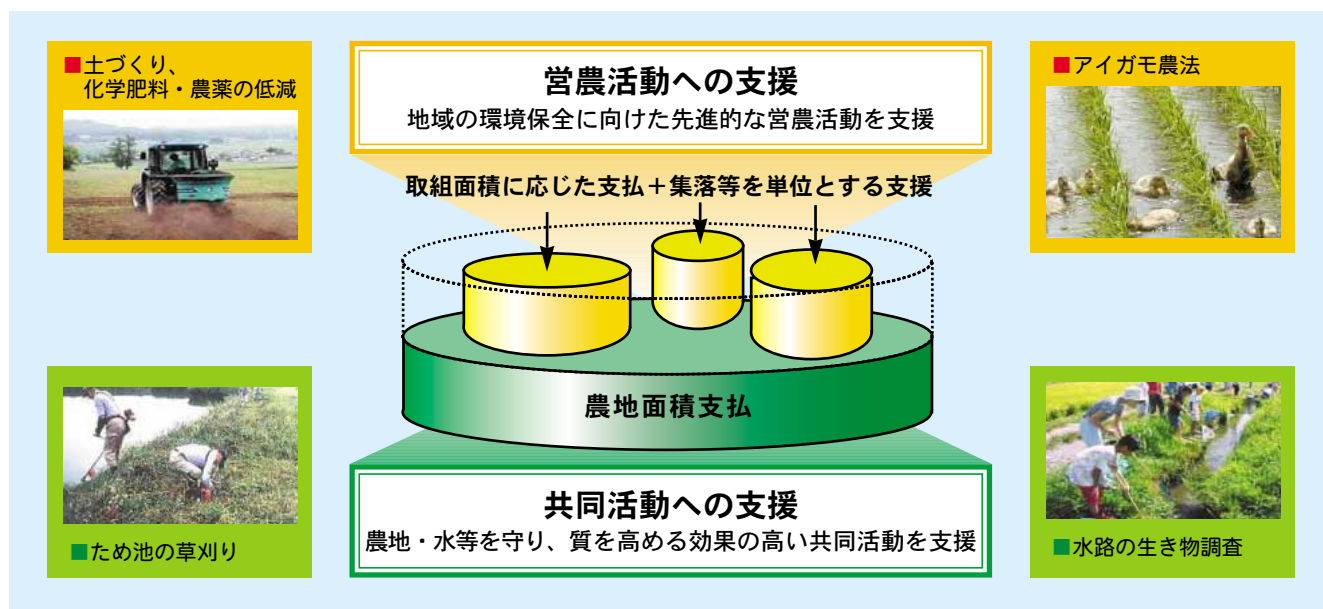
取組面積に応じた支援

平成19年度からの制度導入に向けて

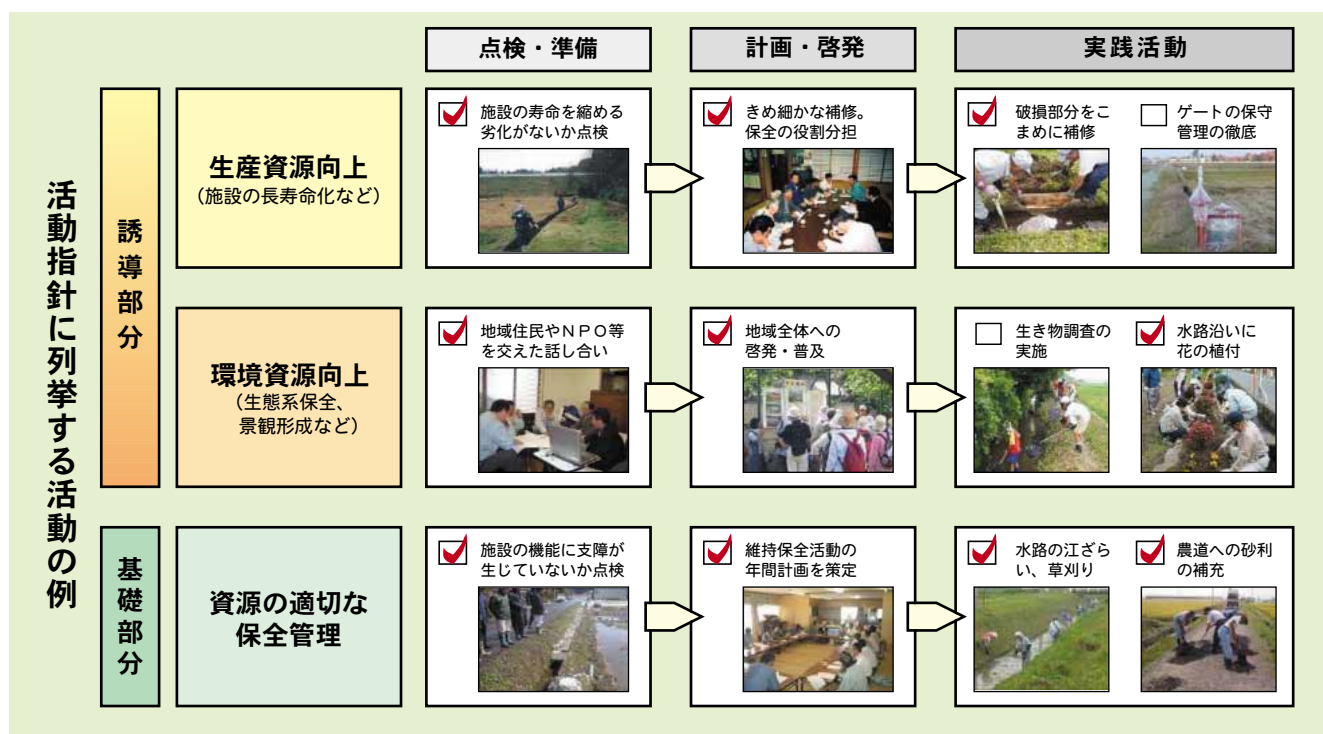
化学肥料と化学合成農薬の5割低減等を実施している農家のご協力を得て、取組に伴い増加する経費を調査した上で、平成18年夏を目途に支援単価を明らかにする予定です。

■ 農地・水・環境保全向上対策の仕組み

営農活動への支援は、地域ぐるみでの農地や水を守る効果の高い共同活動とあわせて取り組む場合に支援を受けることができます。



農業者以外の者（組織）を含めた活動組織をつくり、地域で話し合っ、計画をたて、実践活動を行うことで共同活動への支援が受けられます。



農地・水・環境保全向上対策についてもっと知りたい！

Q.1

共同活動への支援の対象地域と営農活動への支援の対象地域の関係はどうなっているのですか。

A.1

共同活動に取り組んでいただく地域で、環境にやさしい営農活動を一緒に行っていただくことで、より高い効果が得られることを期待していますので、共同活動の取組地域内で行っていただくことが支援の条件となります。

共同活動への支援の対象地域内であれば、営農活動への支援の対象地域は集落を最小単位として、取組の実態に応じて設定できます。

Q.2

地域の取り組みへの支援ということですが、個人で行う先進的な取組では支援は受けられないのですか。

A.2

環境にやさしい取り組みとして効果を上げるためには、どうしても集落等の地域でまとまった取り組みであることが必要です。

また、まとまって取り組むことで、フェロモン剤のような新たな技術を効果的に導入することも可能になりますし、環境にやさしい新たな産地づくりの展開なども期待できます。このため、集落等を単位とした取り組みを支援することとしたものです。

Q.3

これまでも化学肥料や農薬の低減に取り組んできたのですが、現状からさらに5割減らすことが必要なのでしょうか。

A.3

化学肥料、化学合成農薬の低減割合については、個々の農家の現行のレベルと比較するのではなく、都道府県において設定している地域の慣行レベルと比較してください。具体的な数値については、都道府県（普及センター）などにお問い合わせください。

Q.4

まとめり要件はどのように判断するのですか。

A.4

地域の実態によって、

- ①作物ごとの要件でクリアするケース
 - ②作物毎ではクリアしないが地域全体でクリアするケース
- の2つの要件を選択できることとなっています。
事例は以下のとおりです。

作物ごとの要件でクリアするケース

作物	取組農家数 (全農家数)	取組面積 (全作付面積)
水 稻	3 (20)	2 (20)
トマト	4 (8)	2 (5)
合 計	5 (20)	4 (25)

トマトだけクリア
(取組農家5割)

↑ 地域全体では取組面積、農家数ともにクリアせず
(面積2割 農家数3割)

作物ごとではクリアしないが、
地域全体でクリアするケース

作物	取組農家数 (全農家数)	取組面積 (全作付面積)
水 稻	5 (20)	4 (20)
トマト	2 (8)	1 (5)
合 計	6 (20)	5 (25)

作物ごとでは
農家数5割を
クリアせず

↑ 地域全体でクリア (面積2割 農家数3割)

この他、農林水産省のホームページにも皆様方からいただいた質問への回答が掲載されていますので、ご活用下さい。

アドレス：http://www.maff.go.jp/syotoku_antei/kankyo_q.html



企画監修

農林水産省生産局農産振興課
環境保全型農業対策室

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話 03-3502-8509

<http://www.maff.go.jp/eco.htm>



編集発行

財団法人 日本土壌協会

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-58

電話 03-3292-7281（代表）

平成18年3月 発行

この冊子についてのお問い合わせは：